

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

V ILO

2 第七四回ILO(海事)総会

第七四回総会の概要

九月二四日から一〇月九日まで、ジュネーブで第七四回ILO総会が一〇回目の海事総会として開催された(前回は一九七六年)。この総会には七七カ国から約七〇名が参加した。日本代表団のメンバーのうち、代表は次のとおりであった。

政府側＝野尻豊運輸省海上技術安全局船員部長、林貞行在ジュネーブ国際機関日本政府代表部公使
使用者側＝壺井玄剛日本船主協会顧問
労働者側＝土井一清全日本海員組合組合長

この海事会議は一九八六年五月に開催された海事準備総会(本年鑑第五七集五二五ページ参照)における事実上の第一次討議の成果を受けて開かれたもので、第二次討議に相当する審議が行われた。

採択された新条約・勧告

この海事総会で、次の四条約と二勧告が採択された。

「海上および港における船員の福祉に関する条約」(第一六三号)、「海上および港における船員の福祉に関する勧告」(第一七三号)——第一六三号条約は、加盟国が港および船内において船員にたいする適当な福祉施設とサービスの提供を保証する旨の基本原則を規定したもので、第一七三号勧告は具体的な措置を定めているほか、外国または戦争地域に入る船員のための特別な措置を規定する。

「船員の保健および医療に関する条約」(第一六四号)——船内における(1)医療箱の備え付け、(2)船舶医療便覧の備え付け、(3)無線または衛星通信による医療助言制度の利用、(4)医師またはそれに代わる者の乗り組み、(5)病院設備の設置、(6)船舶標準医療報告様式の採用、(7)この分野の国際協力について定める。

「船員の社会保障に関する条約(改正)」(第一六五号)——一九三六年の疾病保険(海上)条約(第五六号)および一九四六年の社会保障(海員)条約(第七〇号)の内容を改め、船員にたいして陸上労働者と同等の社会保障給付を保証することを目的とする。すなわち、(1)加盟国は医療、疾病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付および遺族給付の九部門中三部門を実施する、(2)加盟国は実施部門ごとに給付の条件、水準、期間等が一九五二年の社会保障(最低基準)条約(第一五二号)で定める内容(最低基準)または同条約採択後につくられた一九六九年の医療および疾病給付条約(第一三〇号)等に定められた内容(高度基準)のいずれ

によるかを表明する、などを規定する。さらに、船員にたいする法律の二重適用、負担金の二重徴収、保護もれなどを防止するために、(a)船員は一カ国のみの法令が適用される、(b)この法令は原則として船籍国または船員の居住国の法令とする、(c)ただし、関係する加盟国は船員の利益を守るために相互協定によりこれら以外の準則を定めることができる、というルールを規定している。

「船員の送還に関する条約(改正)」(第一六六号)、「船員の送還にかんする勧告」(第一七四号)——第一六六号条約は一九二六年の海員送還条約(第二三号)ほかを改正するもので、船主が船員を送還する措置をとれないときは、船籍国が送還して、その費用を船主に求償する、船籍国が送還できないときは船員が下船した国または船員の母国が送還を実施して、費用を船籍国に求償する、などを内容とする。第一七四号勧告はこの条約を補足する。

採択された決議

さらに、この海事総会では、次の八決議が採択された。(1)船員の保健とくにエイズに関する決議、(2)船員の福祉活動の協調に関する決議、(3)船員の家族の福祉に関する決議、(4)船員の雇い入れと有料職業紹介業者の規制に関する決議、(5)船員の雇用条件に関する決議、(6)商船にたいする攻撃に関する決議、(7)商船の最低基準に関するILO第一四七号条約および第一五五号勧告の実施と批准の促進に関する決議、(8)船員の放棄および接收船舶の売却の際の法的手続きの迅速化に関する決議。

このうち「商船にたいする攻撃に関する決議」は、国際海域での商船への武力攻撃を深く憂慮し、交戦国にその停止を説得するようすべての加盟国に訴えたものであるが、この決議が採択されたのはイラン・イラク戦争にともないペルシャ湾で商船が攻撃され、船員に死傷者が発生しているからである。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
